

「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」に対する府民意見と大阪府の考え方

- 募集期間：平成31年1月10日(木曜日)14時から平成31年2月8日(金曜日)24時
- 募集方法：郵便、ファクシミリ、電子申請
- 意見総数：560件 294名(団体含む)(うち意見の公表を望まないもの100件)

いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。

※類似意見については適宜整理の上掲載しています。個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しています。

※以下、「改正法」とは、平成30年7月に公布された改正健康増進法を指します。

No	意見	大阪府の考え方
<b>条例制定の趣旨・基本的考え方</b>		
1	「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の内容に賛成	改正法は、「望まない受動喫煙をなくす」「受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮」「施設の類型・場所ごとに対策を実施」を基本的な考え方として、国や地方公共団体をはじめ、施設の管理権原者等が講ずべき措置について規定しています。 今回お示した「基本的考え方」は、改正法の考え方を踏まえつつ「府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせない環境づくり」「国際都市として全国に先駆けた受動喫煙防止対策」を趣旨としてとりまとめたところです。 今後も、府として、受動喫煙防止対策に積極的に取り組んでいきます。
2	「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の内容については賛否があるが、望まない受動喫煙防止対策を進めることには異論はない	
3	大阪府が改正法を上回る独自の取組みを行うことについて反対	昨年7月に公布された改正法の内容やこれまでの府における受動喫煙防止対策を踏まえ、昨年9月以降、有識者懇話会の開催や関係団体からの意見聴取を行い、府にふさわしい受動喫煙防止対策について検討を進めてきました。 府においては、これまで学校や病院等については、敷地内全面禁煙、建物内全面禁煙を推奨してきましたが、今般の改正法では、敷地内禁煙としつつ、敷地内に特定喫煙場所を設置することを認めています。また、事務所や飲食店等の第2種施設に対しては、原則屋内禁煙と規定していますが、一定要件を満たす飲食店については経過措置が設けられており、その規定を適用した場合、府の実態調査では、6割以上の飲食店が改正法の経過措置の対象となると推測されます。 これらの状況を踏まえ、受動喫煙防止対策をより一層進めるためには、府独自の取組みが必要と判断したものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、府におけるこれまでの取組みや府の実態を踏まえた対策を検討するということから、「大阪に相応しい受動喫煙防止対策を実施」としたところです。
4	「大阪に相応しい」との文言は削除すべき	
5	たばこは嗜好品であり、違法ではない喫煙者の権利を守るため、過度の規制は行うべきでない	今回の府の取組みは、府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進める観点から進めているものです。 今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の13ページにおいては、「8環境整備等に関する取組み(例)」として、公衆喫煙所等の整備を進めるための検討も進めることとしているところであり、ご理解をお願いします。
6	たばこ販売業者への影響が懸念されるため、過度の規制を行うべきでない	

No	意見	大阪府の考え方
7	改正法の周知徹底を行い、効果検証をしてから条例を検討すべきではないか	<p>昨年7月に公布された改正法の内容やこれまでの府における受動喫煙防止対策を踏まえ、昨年9月以降、有識者懇話会や関係団体からの意見聴取を行い、府にふさわしい受動喫煙防止対策について、検討を進めてきました。</p> <p>府に相応しい受動喫煙防止対策については、今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の1ページの「2基本的考え方」に記載のとおり、社会全体で気運醸成し、改正法に基づく受動喫煙防止対策を着実に推進しつつ、十分な準備期間を設けて進めることとしており、ご理解をお願いします。</p>
<b>条例の対象範囲</b>		
8	府内全域を条例対象範囲にすることに賛成	<p>今回の府の取組みは、府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進める観点から進めているものです。</p> <p>取組みにあたっては、今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の1ページの「2基本的考え方」(1)社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運を醸成するという観点や取組みによる混乱が生じないように、また、取組の実効性を確保するという観点から、府内で一体的な取組みが必要と考えており、条例の対象範囲については、政令指定都市、中核市も含む、府内全域とするものであり、ご理解をお願いします。</p>
9	都市部とそれ以外の市町村では状況が異なるため、府内全域を条例対象範囲にすることに反対	<p>受動喫煙の防止に向けた取組みにおいては、今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の1ページの「2基本的考え方」(1)に記載のとおり、府民、施設設置者等が、自ら受動喫煙防止対策を講じ、社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運を醸成していくことを基本的な考え方の1つとしております。</p> <p>現在検討している条例案においては、府民等の責務や保護者の責務において、子どもの受動喫煙防止に関する責務を記載することとしています。</p> <p>その他、屋外の喫煙防止対策については、13ページの「8環境整備等に関する取組み(例)」として、公衆喫煙所等の整備を進めるための検討も進めることとしており、実効性のある受動喫煙防止対策の推進に努めてまいります。</p>
<b>義務及び責務に関する意見</b>		
10	<p>保護者の責務として「子どもの受動喫煙防止」に対する意識改革に努める記載すべき</p> <p>また、特に、道路や公園などの子どもたちが利用する場所について、実効性のある受動喫煙防止対策が必要である</p>	<p>受動喫煙の防止に向けた取組みにおいては、今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の1ページの「2基本的考え方」(1)に記載のとおり、府民、施設設置者等が、自ら受動喫煙防止対策を講じ、社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運を醸成していくことを基本的な考え方の1つとしております。</p> <p>現在検討している条例案においては、府民等の責務や保護者の責務において、子どもの受動喫煙防止に関する責務を記載することとしています。</p> <p>その他、屋外の喫煙防止対策については、13ページの「8環境整備等に関する取組み(例)」として、公衆喫煙所等の整備を進めるための検討も進めることとしており、実効性のある受動喫煙防止対策の推進に努めてまいります。</p>
<b>第一種施設に対する取組みについて</b>		
11	第一種施設については、施設管理権原者が必要と認められる場合を除き敷地内全面禁煙とする努力義務となっているが、例外なく敷地内全面禁煙にすべき	<p>府ではこれまで「大阪府受動喫煙の防止等に関するガイドライン」に基づき、学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨してきました。</p> <p>今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」においては、これまでの方向性や取組状況を踏まえ、第一種施設については、施設利用者の状況が様々であることから、敷地内全面禁煙を努力義務とし、施設管理権原者の判断で必要と認められる場合を除き、敷地内に喫煙場所を設置しないよう求めることとしたものです。ご理解をお願いします。</p>
12	第一種施設の敷地内全面禁煙に反対 改正法のとおり敷地内禁煙として、敷地内喫煙場所の設置は管理権原者の判断にゆだねるべき	<p>府ではこれまで「大阪府受動喫煙の防止等に関するガイドライン」に基づき、学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨してきました。</p> <p>今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」においては、これまでの方向性や取組状況を踏まえ、第一種施設については、施設利用者の状況が様々であることから、敷地内全面禁煙を努力義務とし、施設管理権原者の判断で必要と認められる場合を除き、敷地内に喫煙場所を設置しないよう求めることとしたものです。ご理解をお願いします。</p>

No	意見	大阪府の考え方
<b>府既存特定飲食提供施設の面積基準について</b>		
13	望まない受動喫煙を防止するため、第二種施設(飲食店等)については経過措置を設けず屋内全面禁煙が望ましい	<p>改正法では、既存の経営規模の小さな飲食店（個人又は中小企業が経営、客席面積が100㎡以下：既存特定飲食提供施設）は、別に法律で定める日までの間は、喫煙か禁煙かを選択することができますが、あくまで経過措置としての位置づけとされており、他の第二種施設と同様に、将来的には原則屋内禁煙となります。</p> <p>改正法における経過措置については、受動喫煙防止に関する国民の意識及び既存特定飲食提供施設における受動喫煙を防止するための取組状況を勘案して設けられているものです。その趣旨や府の飲食店の実態を踏まえ、府における取組みにおいても、今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」の8ページのとおり、一定規模の飲食店においては経過措置を設けることとしたものであり、ご理解をお願いします。</p>
14	第二種施設(飲食店等)の取り組みの罰則部分の施行日(2025年4月)を早めるべき	<p>府独自の規制を行うことで新たに影響を受ける飲食店においては、喫煙室の整備などにあたり一定の準備期間が必要であることから、今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」においては、十分な準備期間を設けることとし、条例案の施行日を2025年4月としたところです。</p> <p>これらの飲食店に対しては、13ページのとおり、具体的な支援策なども検討することとしており、飲食店における受動喫煙防止対策がより一層進むよう、取組みを進めてまいります。</p>
15	府既存特定飲食提供施設における面積基準の要件(客席面積30平米以下)に反対	<p>昨年7月に公布された改正法の内容やこれまでの府における受動喫煙防止対策を踏まえ、昨年9月以降、有識者懇話会の開催や関係団体からの意見聴取を行い、府にふさわしい受動喫煙防止対策について検討を進めてきました。</p> <p>改正法では、事務所や飲食店等の第二種施設に対しては、原則屋内禁煙と規定していますが、一定要件を満たす飲食店については経過措置が設けられており、その規定を適用した場合、府の実態調査では、6割以上の飲食店が改正法の経過措置の対象となると推測されます。</p> <p>これらの状況を踏まえ、受動喫煙防止対策をより一層進めるためには、府独自の取組みが必要と判断したものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

No	意見	大阪府の考え方
<b>従業員有無の努力義務について</b>		
16	従業員有無の規制は、従業員を解雇するような状況が想定され、経営者の過重労働を惹起する事態も危惧されること等から、飲食店に対する努力義務に反対	<p>昨年7月に公布された改正法の内容やこれまでの府における受動喫煙防止対策を踏まえ、昨年9月以降、有識者懇話会の開催や関係団体からの意見聴取を行い、府にふさわしい受動喫煙防止対策について、検討を進めてきました。</p> <p>その結果、従業員に対する取組みとしましては、従業員の受動喫煙防止という観点やご指摘のような懸念も踏まえ、従業員を雇用している飲食店については、客席面積に関わらず、原則屋内禁煙に努めるという、努力義務としたものであり、ご理解をお願いします。</p>
17	従業員を雇用している飲食店に対する努力義務施行時期は2020年4月であるが、準備期間が十分でないのではないか	<p>なお、施行時期については、喫煙室の整備などにあたり、一定の準備期間が必要であることから、2020年4月から2022年4月に変更することとしました。</p>
<b>加熱式たばこの取扱い</b>		
18	加熱式たばこは、紙巻きたばこ同様の扱いにすべき	<p>加熱式たばこの扱いにつきましては、今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」10ページの《参考》に記載のとおり、受動喫煙における将来への健康への影響については、エビデンスが明確に確立されておらず、国において研究や調査が継続されていることから、改正法と同様に、当分の間は、加熱式たばこ専用喫煙室内での喫煙（飲食等も可）を可とすることとしており、ご理解をお願いします。</p>
19	30平米～100平米以下の飲食店での加熱式たばこの扱いは特例を認めるべき	<p>原則屋内禁煙とする施設における加熱式たばこの扱いについては、「16」のとおり、加熱式たばこの受動喫煙における将来への健康への影響のエビデンスが明確に確立されていないことから、改正法と同様の扱いとしているところであり、府が独自に原則屋内禁煙とする飲食店においても改正法と同様の扱いとしています。ご理解をお願いします。</p>
<b>罰則に関する意見</b>		
20	もっと厳しい罰則を科すべき	<p>罰則については、府が独自に行う規制の実効性の確保の観点から設定することとしています。</p> <p>今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」11ページの《参考》にも記載のとおり、改正法においても、義務違反が発覚した時には、まず指導を行い、改善を促したうえで、最終的に罰則を適用することとされております。</p>
21	罰則を科すべきでない	<p>府独自の取組みにおいても、罰則の適用を前提とするのではなく、改正法の周知啓発や受動喫煙防止対策推進の気運醸成に努め、府民の皆様が自ら対策を講じていただけるような環境づくりに努めてまいります。</p>

No	意見	大阪府の考え方
<b>条例の施行時期に関する意見</b>		
22	条例制定があまりにも早急すぎる	<p>今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」12ページの7-(1)に記載のとおり、改正法は、段階的に施行され、2020年4月に全面施行となります。</p> <p>そのため、府独自の規制の対象となる事業者等の混乱を避けるため、法施行の前に府の方針を示すことが必要と考えており、法の第一種施設にかかる部分が2019年7月に施行されることから、2月の定例会に条例案を提案することとしております。</p> <p>ご意見を踏まえて、2022年を目途として府内の取組み状況等の実態調査を実施し、必要な措置を講じることとしました。</p> <p>なお、条例の施行時期については、府独自の取組みにより影響が生じる事業者に対する準備期間等を踏まえ、2025年までに段階的に施行する予定です。その間に十分な周知を行い、社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運を醸成してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。</p>
<b>その他</b>		
23	罰則が設けられた条例であることから、周知・啓発を徹底的に行うべき	<p>受動喫煙防止対策を円滑に進めるためには、法律や条例についての府民等の理解が不可欠です。</p> <p>市町村や関係団体と連携し、事業者向けの説明会の開催など、周知・啓発に努めてまいります。</p>
24	公共喫煙場所を設置するなど、路上喫煙での喫煙マナーを守る取組が必要	<p>改正法及び本条例の施行に伴って屋内の喫煙可能な場所が減少することにより、路上喫煙の増加も懸念されることから、屋外における受動喫煙防止に関する環境整備等についても一定の対策が必要であると考えています。</p> <p>このため、今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」13ページ「8環境整備等に関する取り組み(例)」に記載のとおり、公衆喫煙所やビル等における共同喫煙室などの整備を進めるため、市町村や事業所等からなる検討会を設置し、具体的な整備促進策の検討を進めていくこととしています。</p>
25	路上喫煙と共に増加が懸念されるポイ捨てに対する規制を強化すべき	
26	実効性を担保する体制を整備すべき	<p>今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」2ページに記載のとおり、条例における指導等にかかる権限は、改正法と同様に府と保健所設置市である政令指定都市と中核市が担うことを予定しています。</p> <p>今後、保健所設置市と協議を行い、改正法及び条例の実効性が確保できるよう、体制整備を図ってまいります。</p>
27	個人飲食店等に対する支援策を実施すべき	<p>個別飲食店等に対する支援策としましては、既存の国庫補助制度も活用しながら、喫煙室の整備にかかる費用の一部を助成する支援制度の創設を検討しています。</p> <p>また、法律や条例及び上記支援制度に対する相談窓口を新たに設置するなど、飲食店等のサポート体制を充実し、受動喫煙防止対策を推進していきます。</p>

No	意見	大阪府の考え方
28	コンビニや飲食店前に設置されている灰皿により、受動喫煙となっている実態がある これらについて撤去すべき	望まない受動喫煙の防止に向けては、今回お示しした、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」1ページの2基本的考え方に記載のとおり、府民、施設設置者等が、自ら受動喫煙防止対策を講じ、社会全体で望まない受動喫煙をなくす気運の醸成が不可欠であることから、府民等の理解促進に向け、周知啓発を徹底してまいります。
29	未成年がたばこを買えないようにすべき また、児童生徒と保護者に対する禁煙教育等とも併せた総合的な施策とすべき	未成年の喫煙をなくすための取組みについては、第3期大阪府がん対策推進計画に基づき、小・中学校・高等学校等における喫煙防止教育等に努めているところであり、引き続き、関係機関と連携し取組みを進めてまいります。
30	電子たばこも条例で規制すべき	電子たばこは、加熱式たばこと異なり、たばこ葉を使用していないため、改正法の規制対象とはなっていないことから、今後、法令等の動向を踏まえ適切に対応していきます。 なお、電子たばこでニコチン含有している製品は、医薬品に該当しており、その流通については、他の法律の規制を受けています。
31	禁煙表示を努力義務ではなく、義務とすべき	改正法では、屋内は原則禁煙と規定されているため、特に表示義務はなく、例外となる喫煙可能な部分のみ表示義務の規定が設けているところですが、府として、飲食店など多数の方が訪れる施設については、利用者が判別しやすいよう、表示をすることとしたものであり、努力義務としています。ご理解をお願いします。
32	20歳未満が立ち入る施設は禁煙にすべき	未成年の喫煙エリアへの立ち入りは改正法で禁止されており、条例案においても未成年が喫煙可能場所へ立ち入らないよう、府民、保護者及び施設管理者の責務として規定しています。 条例案成立後は、法及び条例の周知啓発に努めてまいります。
33	●●(具体的施設)での喫煙状況を改善してほしい	今回お示しした、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」は、大阪府域全体における望まない受動喫煙防止に関する取組みについてとりまとめたものです。 本パブリックコメントでは、個々の施設の事例に関する回答は差し控えますが、いただいたご意見につきましては、関係各所にも報告し、必要があれば改善を促すなど適切に対応してまいります。
34	委員の構成が禁煙推進に傾いた人選である たばこ業界や飲食業団体など幅広い業界から選定すべきであった	大阪府受動喫煙防止対策懇話会は、関係者からの意見聴取をもとに、専門的な見地からさらなる受動喫煙防止対策について幅広く検討することを目的として設置しました。 委員は、公衆衛生、臨床医療、法律、経済（特に中小企業）、都市魅力の専門家に委嘱し、3回にわたって行った多くの業界団体等の皆様からのヒアリングを通じ、公正な立場で幅広い視点から府に相応しい受動喫煙防止対策についてご意見をいただいたところです。

No	意見	大阪府の考え方
35	府内飲食店における実態調査のデータが信じがたい数字 都合のいいデータだけを使っているのではないか	府内飲食店における実態調査は、府内の飲食店約10万件から無作為抽出した1万件を対象に直接郵送による調査方式で実施しました。 ご回答をいただいた1258件について集計し、様々な側面から傾向を分析しました。分析結果については、大阪府受動喫煙防止対策懇話会において報告し、最終、平成30年12月19日付でとりまとめ、府のホームページでも公開していますので、詳細はそちらをご覧ください。  <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/index.html</a>
36	「望まない受動喫煙」について、その言葉自体に違和感を感じる 望む受動喫煙者はいるわけがないことから、「望まない」との言葉はやめるべき	改正法においては、望まない受動喫煙をなくすことを基本的考え方としており、それを踏まえ、今回の条例案の検討にあたっては、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめることとしました。ご理解いただきますよう、お願いします。
37	禁煙治療も併せた総合的な施策とすべき	今回お示ししたのは、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」ですが、禁煙治療に関しては、第3期大阪府がん対策推進計画において、たばこ対策に取り組む関係団体と連携し、禁煙支援・禁煙治療に取り組む医療機関や禁煙支援を実施する薬局等の情報を提供し、喫煙者の禁煙サポートを行うこととしているところであり、引き続き、取組を進めてまいります。
38	サードハンドスモークについても規制するなど、受動喫煙の定義をより厳格にすべき	改正法においては、受動喫煙の定義を「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。」としており、今回の条例案の検討にあたっては、その定義を基本に対策の検討をすすめております。
39	法律上の望まない受動喫煙の定義に疑問がある 望まないとは積極的に望む以外のものであり、同意を得るかどうかではないことを明確にすべき	改正法においては、望まない受動喫煙をなくすことを基本的考え方としており、それを踏まえ、今回の条例案の検討にあたっては、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめることとしました。 ご理解いただきますよう、お願いします。
40	公衆喫煙所は不要 設置により有害物質が周囲に漏れる	屋内での禁煙が進むと、屋外での受動喫煙が生じる懸念もあることから、屋外等での取り組みも重要であり、今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」13ページ「8環境整備等に関する取り組み(例)」に記載のとおり、今後、公衆喫煙所やビル等における共同喫煙室などの整備について、検討を進めていくこととしております。 なお、公衆喫煙所を設置する場合には、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、厚生労働省が示す技術的留意事項を踏まえ、周辺環境に配慮することとしています。
41	受動喫煙対策をすすめるには、分煙機器の開発に力をいれるなど、分煙対策を進めるべき	改正法においては、事務所や飲食店等については、原則屋内禁煙とし、喫煙については、喫煙専用室内でのみ喫煙可とされています。 今回お示した「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」においても、その方針を踏まえた受動喫煙防止対策の取組を進めていくこととしています。

No	意見	大阪府の考え方
42	公衆喫煙所の設置などを整備する際は、たばこ税を活用すべき	<p>屋内での禁煙が進むと、屋外での受動喫煙が生じる懸念もあることから、屋外等での取り組みも重要であり、今回お示した、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」13ページ「8環境整備等に関する取り組み(例)」に記載のとおり、今後、公衆喫煙所やビル等における共同喫煙室などの整備について、検討を進めていくこととしております。</p> <p>なお、たばこ税は特定の経費にあてるために徴収される目的税ではなく、いろいろな支出目的のために使われる普通税となっております。</p>
43	<p>条例案ではなく基本的考え方でパブリックコメントをしていることに疑問</p> <p>条例案の概要が固まった時点で意見募集を行うべきではないか</p>	<p>「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」の考え方では、パブリックコメントについては、案そのものに限らず、その内容を明確に示すもので差し支えないこととされており、その考え方に基づき、「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」をお示したうえで、意見募集を行ったところです。</p>
44	喫煙設備の整備のために助成金を出すのなら、既存の喫煙店舗全体を禁煙にする際の費用を助成すべき	<p>個別飲食店に対する具体的な支援策の検討においては、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりを進めるため、府独自の規制対象となる飲食店における受動喫煙防止対策に対する支援としており、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p>